

# 写真でみる 50年のあゆみ ⑫

ようやくできた均等法を活用しようと、労働組合の仲間たちが立ち上がり、多くの裁判闘争がたたかわれました。しかし、同じ85年に作られた労働者派遣法は、女性の非正規化をさらに進めるものでした。87年変形労働時間が導入される際には、総評婦人部の呼びかけに応じてとりくみ、上限規制や妊産婦の適用除外を勝ち取りました。

日本婦人会議は77年から5年間実施した「パートタイマー実態調査」に基づき「パート労働法」の制定を求めました。93年になってようやく成立したパート法は、契約書を交わすことで逆に契約の細切れ化を促進する結果となりました。

「女性のワーキングライフを考えるパート研究会」を立ち上げ、ILO175号パート条約の批准を求める運動やダブルジョブ実態調査等を行いました。

パート研究会は「均等待遇2000年キャンペーン」に発展解消され、その後は「均等待遇アクション21」として活動しており、女性会議も協力しています。

女性労働者の54.7%が非正規という今日、雇用形態の違いを乗り越えて差別をなくすには、同一価値労働同一賃金原則を広げることが問われています。それはILOの21世紀の目標ディーセントワーク(人間らしい労働)を実現することでもあります。



女性の働く権利と平等をめざして(下)